

「産業廃棄物収集運搬業許可申請書および添付書類について」

廃棄物処理法の改正にともない、平成23年4月1日以降、北海道内において函館市の区域を越える収集運搬を行う場合は北海道の収集運搬業許可が必要になるため、各振興局へ許可申請を行う必要があります。

函館市への許可申請は、函館市内で積替えまたは保管を含む収集運搬業を行う事業者および函館市の区域内で収集運搬が完結する事業者が対象になります。

許可申請に係る書類、図面等
1 産業廃棄物収集運搬業許可申請書（法定様式第6号）
2 事業計画の概要を記載した書類（法定様式第6号の2 第1～5面） ・第3面については、積替または保管を行う場合に添付すること。
3 事業の用に供する施設に関する書類 ①自動車検査証の写し ・電子車検査証の場合には、車検査証とともに交付される「自動車検査証記録事項」も添付すること。 ②収集運搬車両の写真（法定様式第6号の2 第6面） ・前面の写真は、自動車登録番号が確認出来るもの。 ・側面の写真は、産業廃棄物収集運搬車であることの表示が確認出来るもの（既に許可を有している場合には所定の事項が表示されていること）。 ③収集運搬容器の写真またはカタログ等（法定様式第6号の2 第7面） ④駐車場および積替え保管施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書ならびに付近の見取図 ⑤駐車場および積替え保管施設の登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書） ・借用の場合には、使用承諾書または賃貸借契約書の写しも提出すること ⑥事務所付近の見取図
4 技術的能力を説明する書類 ○講習会修了証の写し ・期限が切れていないものであること（新規は5年間、更新は2年間有効）。
5 経理的基礎に関する書類 【申請者が法人である場合】 ① 事業の開始に要する資金の総額およびその調達方法を記載した書類（法定様式第6号の2 第8面） ② 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表 ③ 直前3年の法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類（納税証明書 その1） 【申請者が個人である場合】 ④ 資産に関する調書（法定様式第6号の2 第9面） ⑤ 直前3年の各営業年度における確定申告書および収支内訳書の写し（税務署の受理印のあるもの） ⑥ 直前3年の所得税の納付すべき額および納付済額を証する書類（納税証明書 その1）
6 申請者等に関する書類 【申請者が法人である場合】 ① 定款または寄附行為 ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書） ③ 役員の住民票の写し ④ 株主または出資者の住民票の写し（株主または出資者が個人の場合） ・法人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）

<p>⑤ 政令第6条の10に規定する使用人の住民票の写し（使用人がいる場合）</p> <p>【申請者が個人である場合】</p> <p>⑥ 住民票の写し</p>
7 誓約書（法定様式第6号の2 第10面）
8 北海道および道内政令市から許可を受けている場合には、当該許可証の写し
9 現在有効な函館市の許可証の写し（許可の更新または変更許可の場合）
<p>【その他補足事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書、住民票の写しおよび納税証明書は申請日の直近3ヶ月以内に発行されたものとし、コピーを提出する際には原本も提示すること。また、住民票の写しは本籍地記載のものとする。 ・許可の更新の申請をする場合には、2から3までの書類について、その内容に変更がない限り省略が可能。また、変更許可の申請をする場合には、3の書類について、その内容に変更が無い限り省略が可能。 ・直前の事業年度に係る有価証券報告書の添付を行う場合には、5-②③、6-①②の書類を省略可能。 ・北海道および道内政令市の発行する先行許可証の添付があった場合には、6-③④⑤⑥の書類を省略可能。 ・同時に二以上の申請（届出）書を提出する場合には、添付すべき書類の内容が同一であるときは、書類の添付を省略できる場合があります。詳細は、下記問い合わせ先にご相談ください。 ・住民票の写しについては、添付を省略できる場合があります。詳細は、下記問い合わせ先にご相談ください。

産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料

新規許可申請	81,000円
更新許可申請	73,000円
変更許可申請	71,000円

許可申請に関する問い合わせおよび申請書の提出先

〒040-0034 函館市大森町21番12号

函館市環境部環境対策課

電話 0138-85-8324

FAX 0138-85-8279